

令和6年度集団指導資料

障害虐待防止法の理解と対応

柏市障害福祉課

1 障害者虐待防止法について

1 障害者虐待防止法について

目的（第1条）

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

1 障害者虐待防止法について

目的（第1条）をまとめると

障害者に対する虐待

→障害者の**尊厳**を害するもの。

→防止することが障害者の**自立・社会参加**にとって極めて重要

→そのため、この法律では次の①から④を定めることによって
障害者への虐待防止を目指すこととされた。

1 障害者虐待防止法について

目的（第1条）

- ①障害者に対する虐待の禁止
- ②虐待の予防・早期発見・虐待防止等に関する国等の責任
- ③虐待を受けた本人に対する保護・自立支援のための措置
- ④養護者の負担の軽減を図ること等養護者に対する虐待の防止に資する支援のための措置等

→ 虐待者を処罰することを目的とした法律ではない。

1 障害者虐待防止法について

虐待防止関連法

- ①児童虐待防止法（平成12年11月施行）
- ②DV防止法（平成13年10月施行）
- ③高齢者虐待防止法（平成18年4月施行）
- ④**障害者虐待防止法**（平成24年10月1日施行）

1 障害者虐待防止法について

「障害者」とは？

- (1) 身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達を含む）
- (2) その他心身の機能に障害がある者で
継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

障害者手帳取得の有無は問わない

1 障害者虐待防止法について

養護者による虐待

家族・親族・同居している人等で、日常的にお世話をしている立場の方
※別居していても養護者とみなす場合もある。

※18歳未満の場合、通報や虐待対応については児童虐待防止法が適用

障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者総合支援法等に規定する施設の業務に従事する者

※高齢者関係施設等の利用者には65歳未満であっても高齢者虐待防止法が適用

児童福祉施設の利用者には児童福祉法が適用

使用者による虐待

障害者を雇用する事業主等

※就労継続支援A型事業所の場合、施設従事者等による虐待と使用者による虐待の両方に該当

何人も、障害者に対し虐待をしてはならない

* 学校や保育所、病院での虐待については、関係機関と連携して対応

1 障害者虐待防止法について

虐待の種類

身体的虐待	身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること 正当な理由なく身動きがとれない状態（身体拘束）にすること ・平手打ち・殴る・蹴る・つねる・縛り付ける・閉じ込めるなど
性的虐待	わいせつな行為をしたり，させたりすること ・性交・性器への接触・裸にすること・キスをする・障害者にわいせつな話をする
心理的虐待	障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で，精神的な苦痛を与えること ・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・無視する
ネグレクト	食事や入浴，洗濯，排泄などの世話や介助を怠り，障害者の心身を衰弱させること ・食事や水分を十分にあたえない・あまり入浴をさせない・汚れた服を着させ続ける ・福祉サービスを受けさせない・病気や怪我をしても受診させない・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置
経済的虐待	本人の同意なしに障害者の財産や年金，賃金などを使うこと。また理由なく金銭を与えないこと ・勝手に貯金を使う・必要な金銭を与えない・同意なしに年金を使う・

1 障害者虐待防止法について

「虐待」とは？

これって虐待？

- ・ 身体拘束は？
- ・ 人に向かって物を投げる行為は？
- ・ 「何度言ったら分かるの」という発言は？
- ・ 仲良くする目的で名前を呼び捨てにしたら？
- ・ 成人の障がい者を子供扱いすることは？
- ・ わざとではなく忙しくて放置してしまったら？

これら全て虐待に当たる認識で！！

1 障害者虐待防止法について

虐待の法的責任

- 刑事責任

(身体的虐待) 殺人罪、傷害罪、傷害致死罪、暴行罪、逮捕監禁罪 等

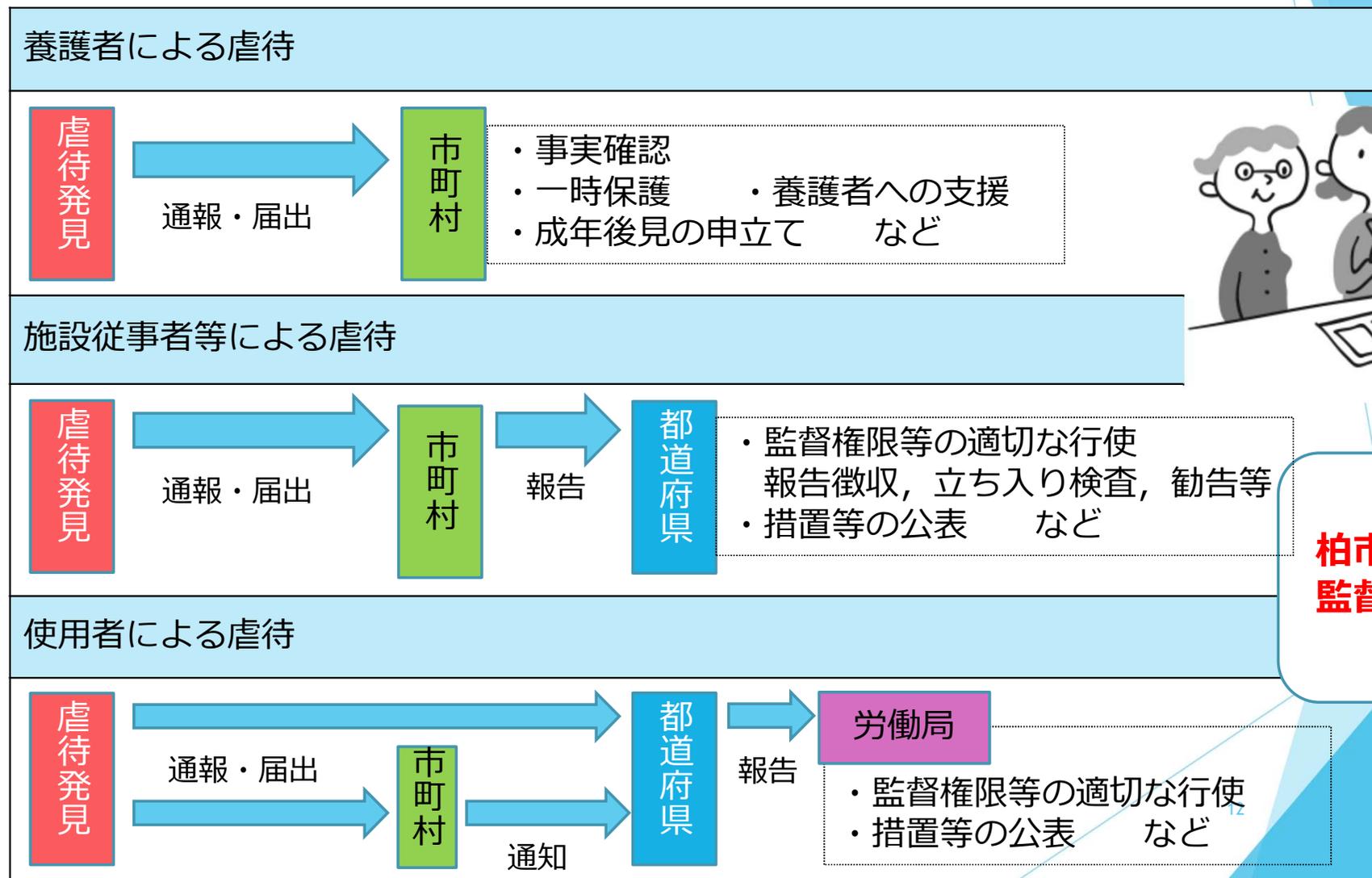
(性的虐待) 強制わいせつ罪、強姦罪 等

(心理的虐待) 脅迫罪、強要罪、名誉棄損、侮辱罪

(介護・世話の放棄) 保護責任者遺棄罪

(経済的虐待) 詐欺罪、恐喝罪、横領罪

1 障害者虐待防止法について スキーム



**柏市は中核市の為、
監督権限があります**

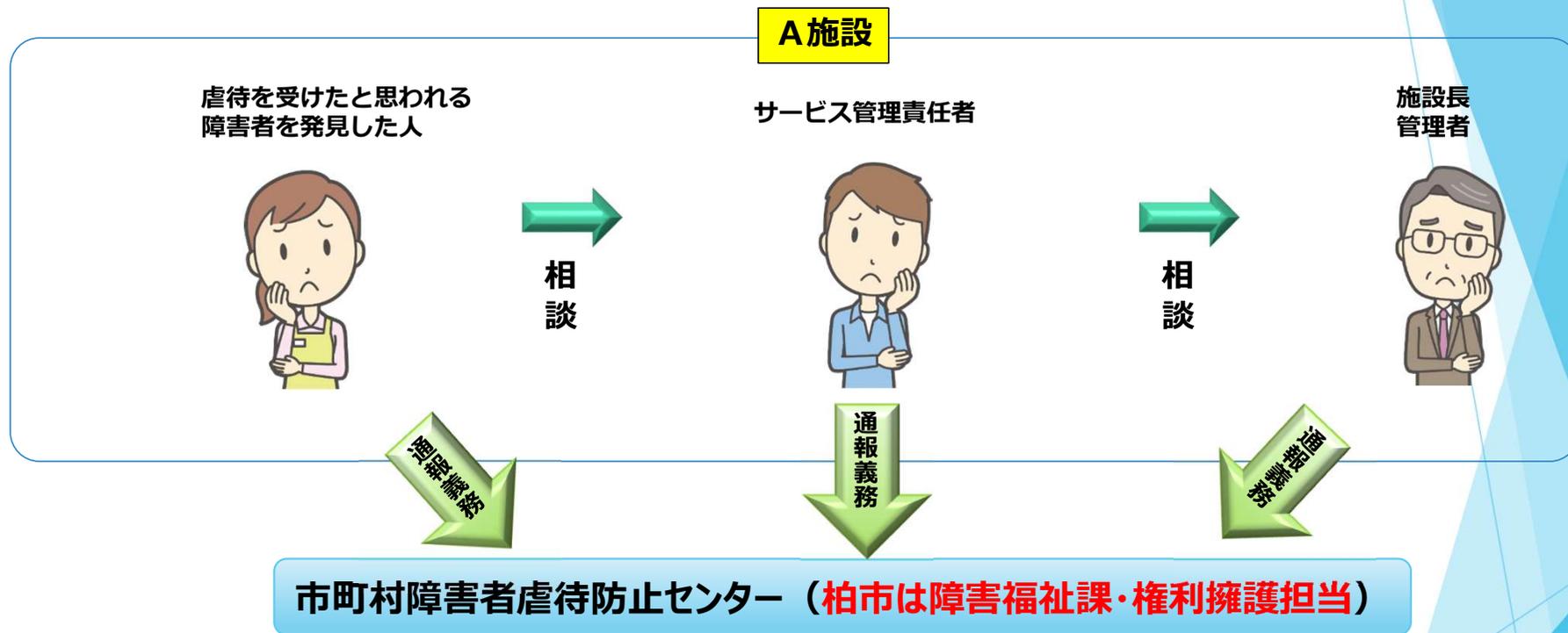
1 障害者虐待防止法について

通報義務がある

虐待の「可能性」でもって通報しなければならない。

→虐待が確認できなくとも、その「おそれ」「疑い」をもって通報しなければならない。

施設・事業所で虐待の行いの疑いが起こったら
相談を受けた人も含めて、必ず通報しなければいけません。
事実を知った全員に**通報義務**が生じます。



【重要】

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きた場合の通報は「義務」なので、「通報しない」という選択肢はありません。

虐待をしたと思われる職員を管理者等が注意して終わらせてしまい、通報しないで済ませる、ということもできません。

必ず通報した上で、市町村、都道府県の事実確認を受けることが必要です。

1 障害者虐待防止法について

通報者の保護

守秘義務



通報義務

- ・ 通報したことによる不利益取扱（解雇等）の禁止
- ・ 結果的に虐待が認定されなかったとしても通報者は原則として保護される。

1 障害者虐待防止法について

虐待判断のPOINT

①暫定的な虐待認定で対応。

→虐待でないことが確認できるまで「虐待事案」として対応

②虐待者の自覚は問わない。

→「これが先輩から教えられた方法だから・・・」は×

③障害者本人の自覚は問わない。

→「〇〇さん（職員）のことが好きだから・・・」、「自分が悪いのだから・・・」

④親や家族の意向と本人のニーズが異なることがある。

→家族「本人のためにも厳しくしてください。」、「他に行くところないので・・・」

深刻な虐待に共通して起こっていること。

1. 小さな虐待から、大きな虐待にエスカレート
2. 結果、利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
3. 複数の職員が複数の利用者に対して長期間に渡り虐待
4. 通報義務の不履行
5. 設置者、管理者による組織的な虐待の隠蔽
6. 事実確認調査に対する虚偽答弁（警察が送検した事例も）
7. 警察の介入による加害者の逮捕、送検
8. 事業効力の一部停止等の重い行政処分
9. 行政指導に基づく設置者、管理者の交代
10. 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

起きた事実は変えることはできません。隠さない、嘘をつかないことが重要！



2 障害者福祉施設従事者等による虐待防止

定義

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されている。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害福祉施設	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者支援施設・ のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none">・ 障害福祉サービス事業	居宅介護，重度帆船介護，同行援護，行動援護，療養介護，生活介護，短期入所，共同生活援助等
	<ul style="list-style-type: none">・ 一般相談支援事業及び指定相談支援事業・ 移動支援事業・ 地域活動支援センター事業・ 障害児相談支援事業	
	<ul style="list-style-type: none">・ 障害児通所支援事業	児童発達支援，放課後等デイサービス等

2 障害者福祉施設従事者等による虐待防止

○高齢者関係施設等の利用者に対する虐待

→ 65歳未満の障害者に対するものも含め、高齢者虐待防止法

○児童福祉施設の入所者に対する虐待

→ 18歳以上の障害者に対するものも含め、児童福祉法

○障害者福祉施設従事者等が勤務時間外又は施設等の敷地外で当該施設等の利用者である障害者に対して行った虐待を含む。

2 障害者福祉施設従事者等による虐待防止

1 障害者福祉施設等の設置者等の責務

障害者虐待防止法では、施設の設置者等の責務として、従事者等の研修の実施、入所者等とその家族から苦情処理の体制の整備など虐待の防止等のための措置を講ずることが定められている。また、運営規定により、運営規定に虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないとされている。

さらに次の措置を講じることとされている。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。（年1回以上）
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。（採用時及び年1回以上）
- ③虐待防止のための責任者を置く。

2 障害者福祉施設従事者等による虐待防止

2 管理者・職員の研修，資質向上

施設従事者等による虐待防止のためには，管理者，職員が自ら高い意識を持つことが必要である。また，各職員が支援技術を高め，組織としてもノウハウを共有することが不可欠です。定期的に虐待防止や支援技術向上に関する研修を実施すると共に，各種研修会に職員を参加させることが必要です。

3 個別支援の推進

個別支援計画には，個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題等を記載します。個別支援計画に基づいて職員はサービスを提供し，サービス管理責任者は計画の実施状況を把握して，必要に応じて見直します。利用者一人ひとりに対して，個別的な支援を実践することが，虐待を防止することに繋がります。

2 障害者福祉施設従事者等による虐待防止

4 開かれた施設運営の推進

施設は、居住の場でもあるため、閉じられた場になりやすいという側面があり、内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性があります。このため、地域に開かれた施設運営が重要です。地域の住民やボランティア、実習生等多くの人々が施設に関わることで、職員の意識にも影響が及びます。また、他施設との職員交流や、事例検討に外部から有識者を呼ぶ等、外部の目や援助が入る機会を増やすとことが虐待防止に繋がります。

5 実効性のある苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています。施設等においては、苦情相談窓口を開設する等苦情解決のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等にも規定されています。サービスの質を向上させるため、利用者等に相談窓口の周知を図る等、苦情解決のための取組みを効果的なものとしていくことも大切です。

施設・事業所における虐待防止を徹底しましょう。

(1) 管理者の虐待防止研修受講の徹底

- ・施設・事業所の管理者は、虐待防止研修を受けたことがない場合は、自ら進んで受講しましょう

(2) 虐待防止に対する組織的な取組の強化

- ・虐待防止委員会を設置しましょう
- ・虐待防止マネージャーは、必要な資料を使って施設・事業所内の職員に対して虐待防止法の研修をしましょう

(3) 施設・事業所の手引きを参考に

- ・深刻な虐待事案の検証委員会報告の教訓を生かしましょう

※例・千葉県袖ヶ浦福祉センター第三者検証委員会報告書

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/shingikai/dai3shakensho/documents/tyuukannhoukokugaiyou.pdf>

※障害者虐待防止法第15条では、施設等の設置者に虐待防止の措置を行う義務が定められています。虐待防止委員会、虐待防止マネージャーは、組織として行う虐待防止の措置の例として、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」の中で設置が推奨されています。

それぞれの立場で、できることがあります。

管理者なら・・・

- ★虐待防止委員会の設置、虐待防止マネジャーの配置
- ★虐待防止と権利擁護の事業所文化の醸成

サビ管・主任なら・・・

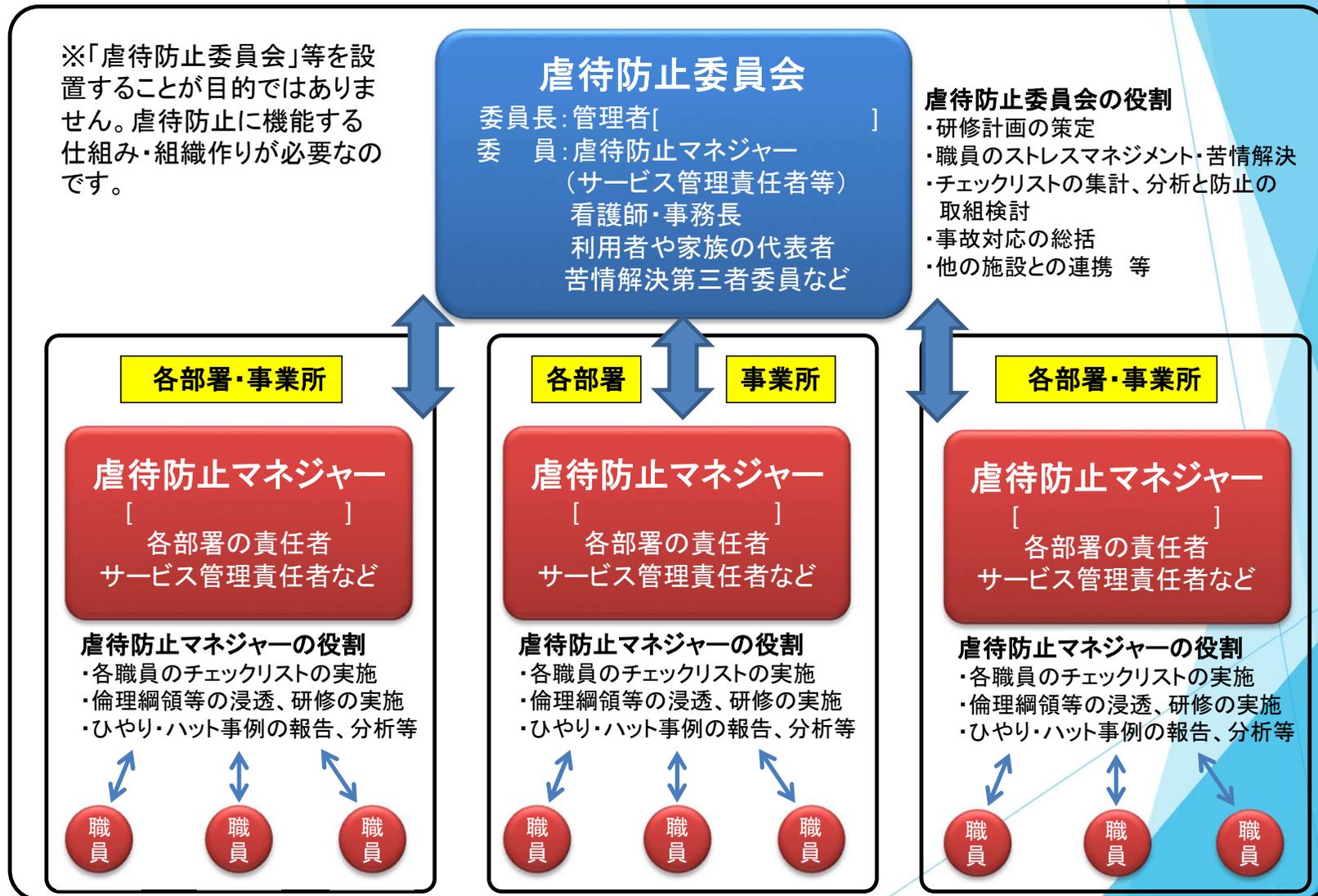
- ★虐待防止マネジャー（相当職）への積極的な着任

直接援助職員なら・・・

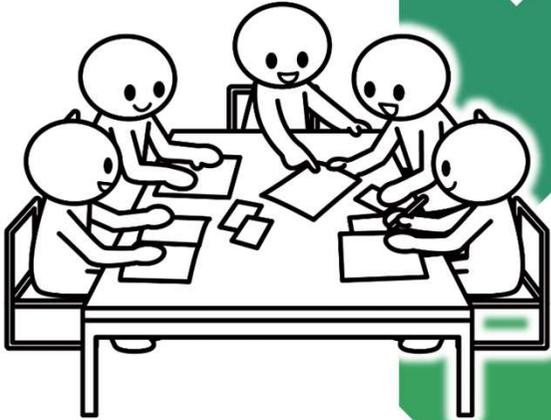
- ★「おかしい」と思った時の通報、相談のルーティン化
- ★利用者の細かい様子の変化を捉えた養護者虐待の早期発見



虐待防止委員会概念図・形だけではない生きた運営を！



グループディスカッションの例



- 感覚で「虐待」に当たると考えられる行為を挙げてもらう（10分間）
- その行為を「身体的」「ネグレクト」「心理的」「性的」「経済的」に分離する
- 各職場で出尽くすまで挙げてみると高い効果が期待される

挙がらなかった行為は、現場で直面した時に「虐待」「不適切支援」と気づけない可能性があります。できるだけ類似したサービス類型で、他事業所と繰り返し実施してみましょう

正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待です。

「身体拘束をしない」支援の検討が、支援の質の向上に繋がります！

(1) やむを得ず身体拘束をするときの3要件

- ①切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

※3要件に該当しても身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に！

(2) 組織として慎重に検討、決定し個別支援計画に記載

・どのような理由で、どのような身体拘束を、いつするのか

※個別支援会議による慎重な検討・決定。個別支援計画への身体拘束の態様及び時間、やむを得ない理由を記載すること！

(3) 本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る

※中立的・客観的な視点が必要。家族の心情等を考慮する。

第3者や専門家の意見も取り入れる。

(4) 必要な事項の記録(態様・時間・対象者の心身の状況等)

・身体拘束を行ったときは、支援記録などにそのつど記録

3 障害者虐待に係る通報状況

3 障害者虐待に係る通報状況

令和4年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

厚生労働省では、令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	8,650件 (7,337件)	4,104件 (3,208件)	1,230事業所 (1,230事業所)
市区町村等によ る虐待判断件数	2,123件 (1,994件)	956件 (699件)	430件 (392件)
被虐待者数	2,130人 (2,004人)	1,352人 (956人)	656人 (502人)

(注1) 上記は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和5年9月8日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。)

3 障害者虐待に係る通報状況

2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和4年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件であり、令和3年度から増加(3,208件→4,104件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は956件であり、令和3年度から増加(699件→956件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は1,352人。

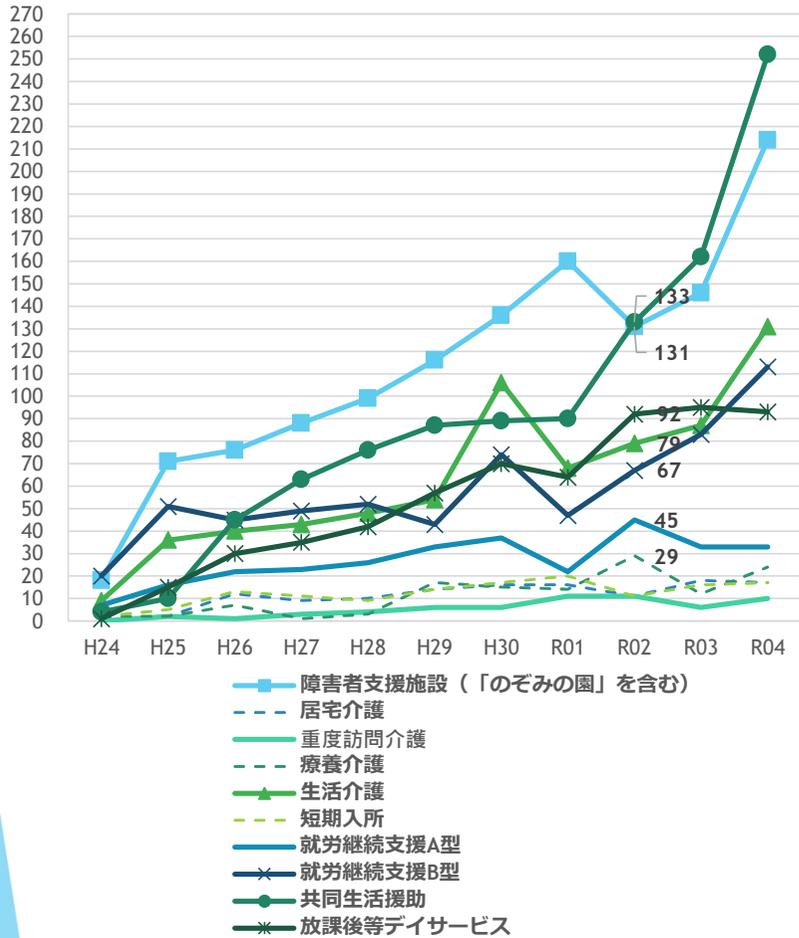
障害者福祉施設従事者等	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



* 平成24年度は下半期のみデータ

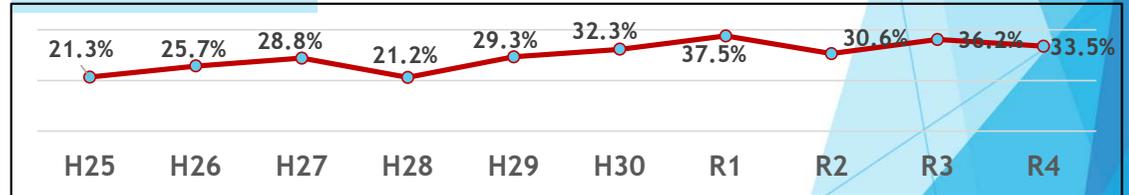
障害者虐待対応状況調査 <障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> (抜粋)



被虐待者の割合※重複あり

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
H25	29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%
H26	21.9%	75.6%	13.5%	2.3%	0.0%
H27	16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%
H28	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%
H29	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%
H30	22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%
R1	21.3%	78.7%	11.7%	3.7%	1.2%
R2	18.2%	71.6%	19.4%	5.7%	0.8%
R3	16.5%	72.9%	15.3%	6.1%	1.4%
R4	21.0%	72.6%	15.8%	3.1%	1.3%

行動障害のある者の割合



発生要因の割合

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
教育・知識・介護技術等に関する問題	65.1%	59.7%	73.1%	59.8%	71.0%	64.5%	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	52.2%	47.2%	57.0%	55.3%	56.8%	54.8%	57.2%
倫理観や理念の欠如	53.0%	53.5%	52.8%	53.6%	56.1%	50.0%	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.0%	19.1%	22.6%	16.2%	22.6%	22.0%	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	22.0%	19.6%	20.4%	24.2%	24.2%	24.7%	31.4%

3 障害者虐待に係る通報状況

柏市の令和5年度 障害者虐待の通報・届出

<対応状況>

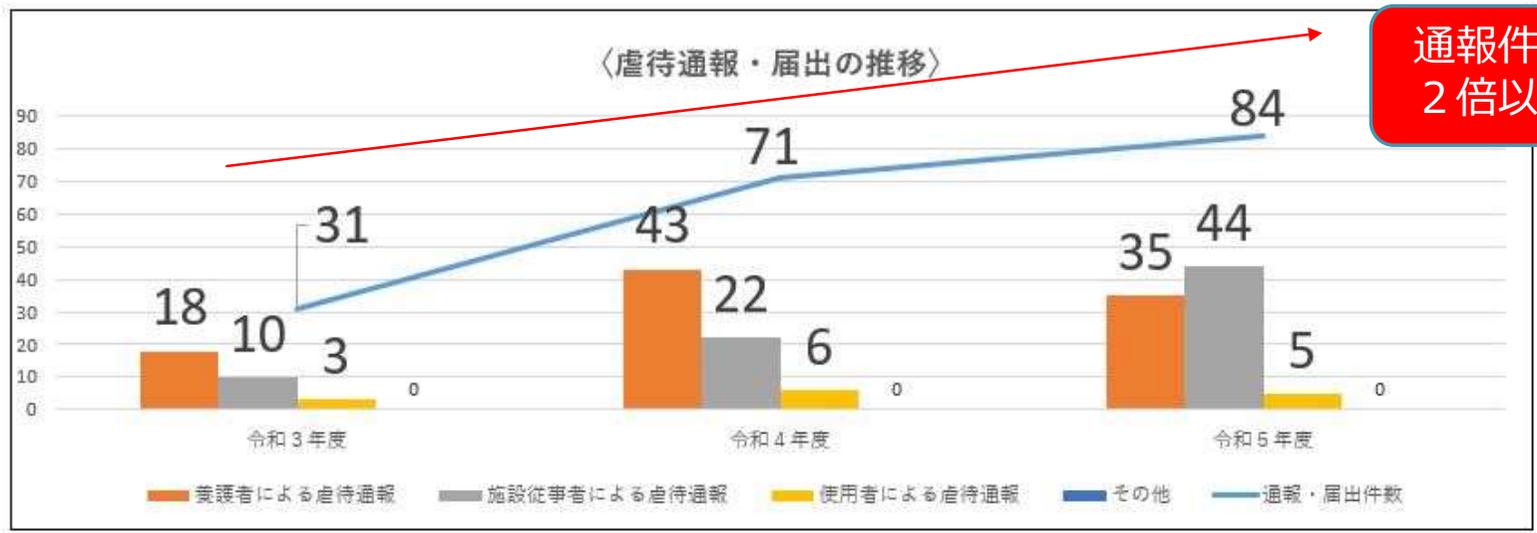
(1) 届出・通報総数（単位：件）

年度	令和5年度
虐待の種類	通報 届出
養護者による虐待	35
施設従事者等による虐待	44
使用者による虐待	5
計	84

3 障害者虐待に係る通報状況

柏市の障害者虐待の通報・届出の推移

通報・届出件数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報・届出件数 (件)	31	71	84
内, 虐待あり	11	11	17
不適切な支援	0	4	3
虐待なし	16	42	44
判断困難	4	10	16
事実確認中	0	4	4



通報件数が
2倍以上に

4 柏市の虐待防止に係る取組み

4 柏市の虐待防止に係る取組み

柏市障害者虐待防止サポートチーム派遣事業について

- この事業は、柏市が障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等へアウトリーチ型の障害者虐待防止サポートチーム（以下「サポートチーム」という。）を派遣し、障害者虐待の未然防止や早期発見、障害者虐待に関する迅速かつ適切な対応等に資することを目的とする。
- 障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に対し、障害者虐待防止に関する知識の普及啓発及び事業所への権利擁護に関する相談支援に努め、柏市内における障害者支援の質の向上、障害者虐待防止を図ることを目的とする。

令和5年度にモデル的に実施し、令和6年度より本格稼働

4 柏市の虐待防止に係る取組み

サポートチームによる支援内容

基本的には施設自体が行うことへの助言

- (1) 障害者虐待についての問題分析・検討への助言
- (2) 虐待防止策の検討や体制の整備への助言
- (3) 障害者虐待防止を図るための従業員への研修内容への助言や共同研修の開催
- (4) その他, サポートチームの派遣が必要と認められる事業

4 柏市の虐待防止に係る取組み

1 チーム編成

- (1) 弁護士
- (2) 千葉県障害者虐待防止アドバイザー
- (3) 市職員等（障害福祉課権利擁護担当）
- (4) その他協力者

2 事務手続き

申請書及び報告書を障害福祉課権利擁護担当へ提出

3 派遣の決定

チーム編成と日程調整等を障害福祉課権利擁護担当で行う

4 サポートチームの派遣

4 柏市の虐待防止に係る取組み

令和5年度サポートチーム(モデル)事業の実績

○実施機関：9事業所 ※合同開催あり
(事業種別)就労移行, グループホーム, 生活介護, 多機能事業所,
放課後等デイサービス

○参加者：計79名

○アンケート結果：内容に満足した 92%
知識が得られた 95%
意識が向上した 98%

4 柏市の虐待防止に係る取組み

障害者に関する権利擁護の推進

1 柏市権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会

<目的>

障害者の虐待防止，成年後見制度の利用促進等の障害者に関する権利擁護の推進を図ることを目的とする。

※柏市障害者差別解消支援地域協議会と同時開催

<実施状況>

年2回開催

事前にコア会議を開催し，協議内容を決めている

1部・2部構成とし，1部では障害者の権利擁護全般について（差別含む）検討し，2部では虐待および差別の事例検討を行っている。

<構成委員>

弁護士・学識経験者・当事者家族団体・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点・障害福祉事業所・人権擁護委員・警察など

4 柏市の虐待防止に係る取組み

2 柏市障害者権利擁護研修会

- ア 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない
（障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律第四条第2項）。
- イ 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十五条）。

<令和5年度 実施状況>

	日時	内容	参加人数
第1回	令和5年7月21日 (web開催) 障害者活動センター	「障害者虐待防止について」 講師：東葛総合法律事務所 弁護士 萩原 得誉先生 ※福祉サービス事業所等初任者向け	177名
第2回	令和6年2月6日 (web開催) 障害者活動センター	「家族の声を聴く～家族が考える障害者権利擁護～」 講師：一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会 会長 小島 幸子 氏 ※福祉サービス事業所等管理者及びサビ管・児発管向け	159名

最後に

障害者虐待を防止するためには、職員個人の「がんばり」に任せるのではなく、設置者、管理者が先頭に立って、施設・事業所が組織として取り組むことが必要です。

その基本は、研修等を通じた職員の利用者に対する支援の質の向上と、職員同士がお互いを支え合い、指摘し合え、自由に意見が言える風通しのいい組織づくり、実習生の積極的な受け入れや苦情解決・第三者委員等による外部の目の導入、虐待を隠さない、嘘をつかない誠実な施設・事業所の運営等です。

※「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を必ず読みましょう！

厚生労働省 障害者虐待防止 手引き

で

検索



※「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集」も是非一読を！

虐待 体制整備 取組事例集

で

検索

